

障がい福祉ハンドブック

令和6年4月

置戸町

目 次

1、相談窓口	2
2、手帳の種類	5
(1) 身体障害者手帳	5
(2) 療育手帳	6
(3) 精神障害者保健福祉手帳	7
3、年金に関すること	8
(1) 障害基礎年金（国民年金）	8
(2) 障害厚生年金・障害手当金	8
(3) 特別障害給付金	8
4、手当に関すること	9
(1) 特別障害手当	9
(2) 障害児福祉手当	9
(3) 特別児童扶養手当	10
(4) 児童扶養手当	10
5、医療費の助成	11
(1) 自立支援医療（更生医療）	11
(2) 自立支援医療（育成医療）	12
(3) 自立支援医療（精神通院）	12
(4) 重度心身障がい者医療費助成事業	12
(5) 後期高齢者医療制度	13
6、日常生活の援助に関すること	14
(1) 補装具費の給付	14
(2) 日常生活用具の給付（地域生活支援事業）	15
(3) 障害福祉サービス・障害児通所支援	16
(4) 地域生活支援事業	18
7、費用の助成・貸付	19
(1) 心身障がい者等通院交通費助成事業	19
(2) 高齢者等住宅改造費等助成事業	19
(3) 障害者居室整備資金貸付金	20
(4) 生活福祉資金貸付事業	20
8、交通機関・利用料等の助成・割引・免除	21
(1) 所得税・住民税の減免	21
(2) 自動車税の免除、自動車取得税の減免（軽自動車含む）	21
(3) タクシー券の交付事業	21
(4) バス料金の割引	22
(5) JR旅客運賃の割引	22
(6) 航空運賃の割引	22
(7) 有料道路通行料の割引	22
(8) NHK受信料の減免	23

1、相談の窓口

■置戸町の相談窓口

担当部署	担当係	担当業務内容
地域福祉センター Tel52-3333	社会福祉係	◎民生委員・児童委員の相談や支援 ◎人権擁護委員の相談や支援 ◎児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児通所給付等の児童福祉に関する相談や手続き ◎障害者手帳、自立支援給付、地域生活支援事業等の障害者福祉に関する相談や手続き
	高齢者福祉係	高齢者福祉に関する相談や各種手続き
	健康推進係	保健師及び栄養士による健康、栄養、予防接種等の相談や手続き
子育て支援室「らっこルーム」 (こどもセンターどんぐり内) Tel52-3851		育児・子育て相談、親子交流の場の提供、子育てに関する講習等の開催、地域子育て関連情報の提供
町民生活課 Tel52-3315	住民年金係	国民年金や障害基礎年金等の相談
	医療給付係	◎国民健康保険、後期高齢者医療保険等の相談や手続き ◎重度心身障害者医療費、子ども医療費等の相談や手続き
	税務係	町民税、固定資産税等の町税に関する総合窓口であり、町民税の障害者控除や医療費控除等の相談や手続き
産業振興課 Tel52-3313	商工観光係	消費生活に関する相談や情報提供
教育委員会学校教育課 Tel52-3316	学校教育係	障がいのある子どもの就学や教育等の相談

■地域の障がいに関する相談窓口

相談窓口	担当業務			
民生委員・児童委員	民生委員・児童委員は心身に障がいのある方や高齢者、生活に困っている方等の生活上の相談に応じ、助言や援助を行う民間の奉仕者で、厚生労働大臣から委嘱されています。 各地区担当の民生委員・児童委員に直接ご相談ください。			
	担当地区	氏名	住所	電話番号
	秋田	由利 真弓	秋田	67-5778
	境野中央・境野旭・境野親交	隅田 浩二	境野旭	55-2683
	境野・川南・常盤	松田 千賀	川南	55-2010
	豊住・北光・北光第二	坂本 了一	北光第二	53-2724
	若松・新光	柏崎三枝子	若松	53-2941
	緑栄・栄第一・心和	高橋美智子	緑栄	52-3613
	協生・宮下	飯田 優子	協生	52-3731
	中央・本町・西町	植野 トミ子	西町	52-3602
	若木・林友の一部	山崎 哲子	若木	53-2824
	拓殖・林友の一部	仁木 宏	拓殖	53-2105
	拓殖第二・拓実・中里	渡辺 実	拓実	53-2775
	勝山新生・勝山公新	澤田 涼子	勝山新生	54-2298
	安住・勝山第一・常元	十河 一義	勝山第一	54-2155
	置戸町全域	篠原 亜実	安住	54-2533
置戸町全域	道原 円佳	林友	53-2270	
身体障害者相談員 知的障害者相談員	身体障がい者福祉、知的障がい者福祉に関する相談に応じ、助言を行う民間の協力者です。置戸町長が委嘱しています。			
		氏名	住所	電話番号
	身体障害者相談員	後藤 明	安住	54-2203
	知的障害者相談員	三浦富美子	心和	53-2651

■地域の障がいに関する相談窓口

相談窓口	担当業務
障害者相談支援事業所	障がいのある方等からの相談に応じ、必要な情報提供、助言及び福祉サービスの利用等を行っています。 ◎障がい者相談支援センター「ほっと」 北見市大通西2丁目1番地まちきた大通ビル5階 TEL69-3003 ◎障がい者相談支援センター「ぴあ」 北見市留辺薬町栄町 127 番地 21 TEL42-2188 ◎障がい者相談支援センター「サポートネット北見」 北見市北 9 条東 1 丁目 14 番地 TEL31-3399 ◎北見地域基幹相談支援センター「ささえーる」 北見市朝日町 48 番地 195 TEL57-1611

相談窓口	担当業務
障害者相談支援事業所	◎オホーツク障がい者就業・生活支援センターあおぞら 北見市大通西2丁目1番地まちきた大通ビル5階 Tel69-0088

■北海道の相談窓口

担当部署	担当業務
北海道オホーツク総合振興局 保健環境部 Tel0152-41-0603	オホーツク地域の住民の生活福祉全般の相談に応じ、指導や援助を行っています。
北見保健所 Tel24-4171	医師、保健師、栄養士等が幼児から高齢者まで、医療、栄養指導、精神保健及び日常生活上の問題、保健衛生に関する相談や支援を行っています。
北見児童相談所 Tel24-3498	児童に関する相談に応じ、児童の健全な育成について、指導や援助を行っています。
北海道立心身障害者総合相談所 Tel011-231-4111	身体障がいのある方の更生相談に応じ、医学的、心理学的及び職能的判定を行うとともに、必要な指導、助言及び補装具の判定を行っています。 知的障がいのある方に関する相談と援護のため、専門的・総合的な判定を行い、必要な指導や助言を行っています。

■国の相談窓口

相談窓口	担当業務
北見年金事務所 Tel33-6007	厚生年金に関する手続き、障害厚生年金や障害基礎年金等の相談に応じています。
ハローワーク北見 Tel23-6251	障害のある方と事業主に就職の斡旋を行い、心身障害者就労助成及び職業訓練助成等の各種制度の相談に応じています。

■関係機関の相談窓口

相談窓口	担当業務
置戸町社会福祉協議会 Tel52-3347	地域福祉活動の拠点として、各種援護、相談事業及び心配ごと相談を開設しています。

2、手帳の種類

(1)身体障害者手帳

身体に障がいのある方が各種福祉サービスを受けるために必要な手帳です。障がいの程度により、1級から6級までに区分され、1種・2種の種別があります。

対象となる方は	次に該当する障がいのある方(18歳未満も含む。) ・視覚障害、聴覚又は平衡機能障害 ・音声機能・言語機能又はそしゃく機能障害 ・肢体不自由(上肢、下肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害) ・心臓機能障害 ・じん臓機能障害 ・呼吸器機能障害 ・ぼうこう又は直腸機能障害 ・小腸機能障害 ・免疫機能障害 ・肝臓機能障害
申請の手続きは	手続きの交付申請に必要な書類は次のとおりです。 ① 申請書 ② 医師の診断書・意見書(3か月以内に作成されたもの) ③ 本人の顔写真1枚(縦4cm×横3cm。脱帽して上半身を写したもので、1年以内に撮影したもの。) ④ マイナンバーがわかるもの
届け出などは	手帳の交付後は、次のようなときは届出をしてください。 ① 住所や氏名が変わったとき ② 手帳を紛失又は破損してしまったとき ③ 障害の程度に変更が生じたとき ④ 死亡等により、手帳を必要としなくなったとき
問合せ先	地域福祉センター社会福祉係(Tel52-3333)

(2)療育手帳

知的障がいのある方が一貫した相談・指導と、各種福祉サービスを受けるために必要な手帳です。障がいの程度により、A判定(重度・最重度)とB判定(軽度・中度)に区分されています。

対象となる方は	知的機能に障がいが見られ、単独で日常生活又は社会生活を送ることが困難な方(18歳未満も含む。)
申請の手続きは	手続きの交付申請に必要な書類は次のとおりです。 ① 申請書 ② 本人の顔写真1枚(縦4cm×横3cm。脱帽して上半身を写したもので、1年以内に撮影したもの。) ③ マイナンバーがわかるもの ④ 身体障害者手帳の交付を受けている方はその手帳 ⑤ 障害基礎年金・特別児童扶養手当を受けている方はその証書 ※18歳未満の方は児童相談所、18歳以上の方は北海道立心身障害者総合相談所での判定が必要となります。
届け出などは	手帳の交付後は、次のようなときは届出をしてください。 ① 住所や氏名が変わったとき ② 手帳を紛失又は破損してしまったとき ③ 障害の程度に変更が生じたとき ④ 死亡等により、手帳を必要としなくなったとき
問合せ先	地域福祉センター社会福祉係(Tel52-3333)

(3)精神障害者保健福祉手帳

精神に障がいのある方の自立と社会参加の促進を図るために講じられる各種の保健福祉サービスを受けるために必要な手帳です。障がいの程度に応じ、1級から3級までに区分されています。

対象となる方は	何らかの精神障がい(てんかん、発達障がいなどを含む。)により、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約があると認められた方
申請の手続きは	手続きの交付申請に必要な書類は次のとおりです。 ① 申請書 ② 次のいずれかの書類 1)医師の診断書(精神障がいに係る初診日から6か月経過したもの) 2)障害年金の年金証書の写し(障害年金の年金証書の写し及び直近の障害年金の振込(支払)通知書の写し)又は特別障害給付金受給資格者証等の写し及び直近の振込通知書 ※2)の書類を添付された場合は、年金確認同意書(印鑑が必要です。) ③ 本人の顔写真1枚(縦4cm×横3cm。脱帽して上半身を写したもので、1年以内に撮影したもの。) ④ マイナンバーがわかるもの
届け出などは	手帳の交付後は、次のようなときは届出をしてください。 ① 住所や氏名が変わったとき ② 手帳を紛失又は破損してしまったとき ③ 精神障がいの状態がなくなったとき ④ 障がいの程度に変更が生じたとき ⑤ 死亡等により、手帳を必要としなくなったとき
問合せ先	地域福祉センター社会福祉係(Tel52-3333)

3、年金に関すること

(1)障害基礎年金(国民年金)

●内容

国民年金の加入者やかつて加入したことがある方(保険料納付済期間が加入期間の3分の2以上であること)が病気やけがによって障がい者になった場合に支給されます。

※20歳前に障がいとなった方は、20歳から支給されます。

●年金額

1級 年額 1,002,000円

2級 年額 816,000円

※身体障害者手帳の等級と国民年金の等級とは異なります。

(2)障害厚生年金・障害手当金

●内容

国民年金の障害基礎年金の対象となる障がい者が、厚生年金保険の加入期間中に初診日のある病気・ケガにより生じたときに、障害基礎年金に上乘せする形で支給されます。障害基礎年金に該当しない程度の障がいでも、厚生年金保険の障害等級表に該当するときには、厚生年金独自の障害厚生年金(3級)または障害手当金(一時金)が支給されます。

(3)特別障害給付金

●内容

国民年金に任意加入していなかったため、障害基礎年金等が受給できない障がい者の方への福祉的措置として支給されます。

●年金額

1級 月額 55,350円

2級 月額 44,280円

☆年金に係る手続き・問合せ先

①北見年金事務所

〒090-8585 北見市高砂町2-21 電話 0157-33-6007

②役場町民生活課住民年金係

電話 52-3315 内線 503・504

4、手当に関すること

(1)特別障害者手当

- 内容

精神又は身体に著しく重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする程度の状態にある在宅の20歳以上の方に支給されます。(障がいを理由とする公的年金との併給ができます。)

- ◇支給制限

- ①施設入所、長期(3ヶ月以上)入院の方

- ②受給資格者やその配偶者、同居扶養義務者の所得が基準額以上の場合

- 手当額

月額 28,840円

- 支給月

年4回(2月、5月、8月、11月)

- 申請・相談窓口

地域福祉センター社会福祉係 (Tel52-3333)

(2)障害児福祉手当

- 内容

在宅の20歳未満で、重度の障がい(身障手帳1級及び2級の一部、療育手帳A程度)のため、日常生活において常時介護を必要とする方に支給されます。

- ◇支給制限

- ①障害児入所施設等に入所している方(長期入院は支給対象)

- ②受給資格者や同居扶養義務者の所得が基準額以上の場合

- ③障がいを理由とする公的年金を受けている方

- 手当額

月額 15,690円

- 支給月

年4回(2月、5月、8月、11月)

- 申請・相談窓口

地域福祉センター社会福祉係 (Tel52-3333)

(3)特別児童扶養手当

●内容

在宅の20歳未満で一定以上の障がい(療育手帳A・B程度の障がい)のある児童を監護又は養育している父母等に支給されます。

◇支給制限

- ①児童が施設に入所している方
- ②受給者又は扶養義務者の所得が基準額以上の場合
- ③児童が障がいを理由とする公的年金を受給しているとき
(児童扶養手当との併給可)

●手当額

- | | | |
|-------------|----|---------|
| 1級 対象児1人につき | 月額 | 55,350円 |
| 2級 対象児1人につき | 月額 | 36,860円 |

●支給月

年3回(4月、8月、11月)

●申請・相談窓口

地域福祉センター社会福祉係 (Tel52-3333)

(4)児童扶養手当

●内容

父(又は母)が一定の障がい状態にある家庭の児童を監護している母(又は父)に支給されます。ひとり親家庭の父(または母)が障がいの状況にある場合は、障がいの程度は問いません。

●手当額

- | | | |
|------------|----|---------|
| 対象児童が1人の場合 | 月額 | 45,500円 |
| 対象児童が2人の場合 | 月額 | 56,250円 |
| 対象児童が3人の場合 | 月額 | 62,700円 |

※受給者またはその配偶者、同居の扶養義務者に一定額以上の所得があるときは、手当額の一部または全部の支給が制限されます。

※児童が障害年金の加算対象となっている場合は、加算額と手当額の差額が支給されます。

●支給月

年6回(1月、3月、5月、7月、9月、11月)

●期間

児童が、18歳到達後の最初の3月末まで

※ただし、政令で定める障がいのある児童は20歳未満まで

●申請・相談窓口

地域福祉センター社会福祉係 (Tel52-3333)

5、医療費の助成

(1) 自立支援医療(更生医療)

●内容

障害部位に対する手術等により、その障がいを軽減し日常生活の便宜を図るための医療費の一部が給付されます。

●対象者

身体障害者手帳を交付された18歳以上の方で手術等により障がい軽減されると判定された方

●対象医療の具体例

障害区分	対象となる医療の具体例
視覚障害	角膜移植術、網膜復位術、網膜光凝固術、硝子体手術、眼球摘出後の組織充填術や義眼包埋術、進行した解放隅角緑内障に対する手術など
聴覚障害	外耳道形成術、鼓室形成術、鼓膜形成術、乳突削開術、あぶみ骨手術、人工内耳など
音声機能、言語機能又はそしやく機能障害	口唇形成術、口蓋形成術、歯科矯正治療、人工咽頭や食道発声訓練、咽頭気管分離、輪状咽頭筋切断術、咽頭拳上術など
肢体不自由	リハビリテーション、人工関節置換術、義肢装着のための断端形成術、皮膚移植術、腱剥離術、神経剥離術、骨切り術、脊髄固定術など
心臓機能障害	心臓移植術、弁形成術、心内修復術、開心根治手術、大動脈冠動脈バイパス術、ペースメーカー埋込み術、体内埋込み型除細動器埋込み術(ICD)など
腎臓機能障害	内シャント術、血液透析、腹膜灌流、腎移植術、移植後の不適合による移植腎摘出、抗免疫療法など
小腸機能障害	中心静脈栄養法、中心動脈カテーテル留置に関連した合併症に対する医療、訪問看護など
免疫機能障害	抗HIV療法、免疫調節療法など
肝臓機能障害	肝臓移植術(脳死肝移植、生体肝移植)、肝臓移植後の抗免疫療法など

●自己負担

原則として医療費の1割及び入院時の食費

※所得に応じた負担上限月額があります。

●申請・相談窓口

地域福祉センター社会福祉係 (Tel52-3333)

(2) 自立支援医療(育成医療)

●内容

18歳未満で身体に障がいや病気があり、放置すると将来身体に障がいが残る可能性があるが、手術等の治療で生活能力の改善が期待できる児童に対して、医療費の一部を公費で負担する制度で、更生医療と同様の医療の給付が受けられます。

※身体障害者手帳の有無は問いません。

●自己負担

原則として医療費の1割

※所得に応じた負担上限月額があります。

●申請・相談窓口

地域福祉センター社会福祉係 (Tel52-3333)

(3) 自立支援医療(精神通院)

●内容

精神疾患のために通院し、医療を継続的に受ける必要のある方に必要な医療を給付します。

●自己負担

原則として医療費の1割

※所得に応じた負担上限月額があります。

●申請・相談窓口

地域福祉センター社会福祉係 (Tel52-3333)

(4) 重度心身障がい者医療費助成事業

●内容

保険診療内において、重度心身障がいの方の医療費を助成します。

●対象者

① 身体障害者手帳1・2級と3級の内部障害(心臓・腎臓若しくは呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害に限る)、又は療育手帳A判定を受けている方。

② 家計の中心者が心身の障がいにより長期にわたって労働能力を失っている場合、障がいの内容により、配偶者と子がひとり親家庭等医療費給付事業の助成の対象となる場合があります。

③ 本人又は扶養義務者等の所得状況により支給されない場合があります。

●申請・相談窓口

町民生活課医療給付係 (Tel52-3315)

(5)後期高齢者医療制度

●内容

65歳以上75歳未満で、一定の障がいのある人は、認定を受けることにより後期高齢者医療の適用を受けることができます。

●対象者

- ① 身体障害者手帳の1～3級(音声・言語・そしゃく機能及び下肢障害については4級も該当)お持ちの方
- ② 療育手帳(A・B判定)お持ちの方
- ③ 精神障害者保健福祉手帳1・2級をお持ちの方、又は障害基礎年金1・2級相当の方

●医療機関での窓口負担額

- ◇一般の人 → 1割
- ◇現役並み所得の人 → 3割

●申請・相談窓口

町民生活課医療給付係 (Tel52-3315)

6、日常生活の援助に関すること

(1)補装具費の給付

●内容

身体上の障がいを補って日常生活をしやすいするため、補装具費の給付を行います。費用は種類別に基準額が定められており、この範囲で給付します。給付は、利用者の申請に基づき、補装具の購入又は修理が必要と認められたときは、町からその費用のうち自己負担分を除いた額を補装具費として利用者へ支給します。

※介護保険法及び労働災害補償法の適用を受けられる方は各法による交付・貸与が提供されます。

●対象者

身体障害者手帳の交付を受けた身体障がい者(児)及び難病者等

●補装具の種類

障がいの種類	種 目
肢体不自由	義肢(義手・義足)、装具(下肢装具・靴型装具・体幹装具・上肢装具)、歩行器、車椅子、電動車椅子、歩行補助つえ
肢体不自由児のみ	座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具
重度の肢体不自由かつ音声・言語障害	重度障害者用意思伝達装置
視覚障害	視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡(矯正眼鏡・遮光眼鏡・コンタクトレンズ・弱視眼鏡)
聴覚障害	補聴器(高度難聴用ポケット型及び耳かけ型・重度難聴用ポケット型及び耳かけ型・耳あな型・骨導式ポケット型及び眼鏡型)、人工内耳

●手続き

購入前に身体障害者手帳、印鑑、マイナンバーのわかるものを持参し窓口に来所ください。

※新規交付の際等、意見書が必要となる場合があります。

●自己負担

世帯の所得に応じて費用の自己負担があり、原則として基準額内の1割を負担となりますが、所得の段階に応じて一定の上限が設定されます。

●申請・相談窓口

地域福祉センター社会福祉係 (Tel52-3333)

(2)日常生活用具の給付(地域生活支援事業)

●内容

日常生活がより円滑に行われるために、心身に障がいのある方に対し、必要に応じて日常生活用具を給付します。難病患者の方にも対象となるものがあります。

※介護保険の受給該当となっている方は、介護保険法から貸与や購入費の支給が行われるために給付されない種類があります。

●対象品目

種 目	品 目
介護・訓練支援用具	特殊寝台(訓練用ベッド含む)、特殊マット、入浴担架 体位変換器、移動用リフト、訓練いす(児童のみ) 特殊尿器
自立生活支援用具	入浴補助用具、便器(手すり付き可)、頸部保護帽 T字状・棒状のつえ、特殊便器、火災警報器 移動・移乗支援用具(手すり、スロープ等) 自動消火器、電磁調理器、口腔清潔用具 歩行時間延長信号機用小型送信機 聴覚障害者用屋内信号装置
在宅療養等支援用具	透析液加温器、ネブライザー(吸入器) 電気式たん吸引機、酸素ボンベ運搬車 動脈血中酸素飽和度測定器 視覚障害者用体温計・体重計(音声式)
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具 点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター 視覚障害者用ポータブルレコーダー・活字文書読み上げ 装置・拡大読書器・ICタグレコーダー、盲人用時計 視覚障害児用書面台、聴覚障害者用通信装置・情報 受信装置、人工咽頭、点字図書、大活字図書
排せつ管理支援用具	ストマ用装具、紙おむつ等、収尿器
住宅改修	居宅生活動作補助用具(小規模な住宅改修を行うもの)

●手続き

購入前に身体障害者手帳と印鑑を持参し窓口に来所ください。

●自己負担

世帯の前年の所得に応じて費用の自己負担があり、原則として基準額内の1割を負担となりますが、所得の段階に応じて一定の上限が設定されます。

●申請・相談窓口

地域福祉センター社会福祉係 (Tel52-3333)

(3)障害福祉サービス・障害児通所支援

■障害福祉サービス

障がいのある方が地域で自立した生活を送ることができるように支援するための制度で、生活上又は療養上の必要な介護や訓練サービスが受けられます。

●対象者

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方及び難病患者などの方が対象です。(手帳等を取得していない場合は診断書が必要です。)

※障害福祉サービスの中には、介護保険と重複するサービスがあり、その場合は原則として介護保険が優先されます。そのため、65歳以上の方、40～64歳で特定疾病に該当する方は、介護保険サービスを利用することとなります。

●サービスの種類

【介護給付】

種 目	内 容
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する場合、外出時において同行し必要な援助を行います。
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【訓練等給付】

種 目	内 容
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活機能向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続訓練 (A型＝雇用型、B型)	一般企業等での収録が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

■障害児通所支援

●内容

障がいのある児童や、年齢や障がい特性に応じた訓練を身近な地域で受ける支援です。

●対象者

支援が必要とされた児童が対象です。手帳の有無は問いませんが、必要に応じて診断書が必要です。

●支援の種類

種 目	内 容
児童発達支援 医療型児童発達支援	「児童発達支援」は、日常生活における基本的な動作の指導や、知識、技能の付与及び集団生活の適応訓練を行います。「医療型児童発達支援」は、肢体不自由の障がい児を対象に、児童発達訓練及び治療を行います。
放課後等ディサービス	就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力の向上のための訓練を継続的に提供します。
保育所等訪問支援	障がい児が集団生活を営む施設を訪問し、当該施設における障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などのサービスを行います。

■手続き

サービスを利用される方は、地域福祉センターで相談・申請してください。

サービス利用には、障害支給区分の認定が必要となりますので、調査員の認定調査を経て、認定審査会の決定後に支給決定を行います。ただし、訓練給付費や児童の場合は、障害支給区分の認定は必要としません。

決定後に受給者証が交付されますので、それを提示して利用を希望する事業所・施設との利用契約をすることとなります。

■利用者負担

利用料は、原則1割負担です。ただし、世帯の所得に応じて月額負担上限が設定されます。

※18歳以上の障がい者の方は、ご本人及び配偶者の所得になります。

※18歳未満の障がい児は、保護者や同一世帯の世帯員の所得になります。

■申請・相談窓口

地域福祉センター社会福祉係（Tel52-3333）

(4)地域生活支援事業

●内容

障がい福祉サービスや障がい児通所支援とは別に、地域の実情に応じて町が実施する事業です。

●対象者

事業の対象者は本町に居住地を有する障がいをお持ちの方となります。

●サービスの種類

サービスの名称	内 容
相談支援事業	障がい者やその家族等からの相談に応じ、必要な情報提供やサービス利用などの支援を行います。
移動支援事業	障がい者の自立生活・社会参加促進を図るため、外出時の円滑な移動を支援します。
日中一時支援事業	日中に監護者がいない場合や、家族の就労、介護者の一時的な休息を目的として障がい者(児)を日中に一時的に預かります。
意思疎通支援事業	聴覚、音声、言語機能の障がいのために意思疎通を図ることに支障のある障がい者の意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳などの派遣を行います。
日常生活用具給付事業	(15ページ参照)

●サービスの利用方法

地域福祉センター窓口で申請を行い、利用の可否が決定されます。

●自己負担

相談支援事業の利用については無料となりますが、それ以外の事業は、費用の1割分を自己負担していただくこととなります。

●申請・相談窓口

地域福祉センター社会福祉係 (Tel52-3333)

7、費用の助成・貸付

(1)心身障がい者等通院交通費助成事業

●内容

心身障がい者等の治療・訓練等における、病院や社会復帰訓練施設への通院・通所に要する経費を助成します。

●対象者

特定疾患患者	北海道が定める特定疾患で、特定疾患医療受給者証等の交付を受け通院している方
ウイルス性肝炎・橋本病患者	北海道が定めるウイルス性肝炎・橋本病で、対策医療受給者証の交付を受け通院している方
腎臓機能障害者	腎臓機能障害により身体障害者手帳の交付を受け、人工透析治療のために通院している方
精神障がい者	精神保健法の規定による精神障がい者で、治療や社会復帰のために通院・通所している方
心身障がい児	知的発達障がい、情緒障がい等心身に障がいのある児童で、治療・療育・機能回復のために通院している方

●助成額

他の法律等により助成された額を控除し、道内の医療機関等への通院・通所に要する基準交通費の2分の1を助成します。

※人工透析治療のため介護タクシー等を利用した場合には、置戸町高齢者等介護移送費助成事業により助成額が受けられます。

●申請窓口

地域福祉センター社会福祉係 (Tel52-3333)

(2)高齢者等住宅改造費等助成事業

●内容

身体機能低下が伴う高齢者が、住宅に安心して暮らせ、かつ、介護者の負担軽減のための住宅改造費用の一部について助成します。ただし、改造要件に適應するための改造費用として認められた経費が対象となります。

※老人・障害者居室整備貸付金との同時利用はできません。又、他の制度により助成を受けた場合は、その金額を控除します。

●対象者

町内に居住する65歳以上の高齢者又は身体障害者手帳1・2級(下肢障害・体幹障害等)を有する方と同居又は同居しようとする方

●申請・相談窓口

地域福祉センター高齢者福祉係 (Tel52-3333)

(3)障害者居室整備資金貸付事業

●内容

障がい者と同居する(若しくはこれから同居する)世帯に対し、障がい者の専用の居室を増築、又は改築するために必要な資金の貸付を行います。

●受給対象者

- 1、町内に引き続き1年以上住所を有する方
- 2、貸付金を償還する見込みがある方
- 3、町税等の滞納がない方

●対象範囲

- 1、身体障害者手帳1・2級及び療育手帳 A 判定を有する方
- 2、その他上記に準ずる程度の障がいがあり、町長が特に認める方

●貸付額

200万円以内

●申請・相談窓口

地域福祉センター社会福祉係 (Tel52-3333)

(4)生活福祉資金貸付事業

●内容

障がいのある方やその世帯の自立更生を支援するための資金の貸付を行います。

※資金の種類により制限があります。

●申請・相談窓口

置戸町社会福祉協議会(地域福祉センター内) 電話 52-3347

8、交通機関・利用料等の助成・割引・免除

(1) 所得税・住民税の減免

●内容

障がいの種別・程度により、所得税・住民税の控除が受けられます。

※障がいの種別・程度によって制限があります。

●手続き

役場町民生活課税務係 電話 52-3315

又は控除を受ける人の勤務先へご連絡ください。

(2) 自動車税の免除、自動車取得税の減免(軽自動車含む)

●内容

障がいのある方のために使用する自動車で一定の要件に該当する場合は、自動車税の課税免除及び自動車取得税の減免を受けることができます。

※障がいの種別・程度によって制限があります。

※生計同一の介護者が運転する場合は、使用目的の制限があります。

●手続き・問合せ先

役場町民生活課税務係 電話 52-3315

北見道税事務所課税課

〒090-0018 北見市青葉町6番6号 電話 0157-25-8685

(3) タクシー券の交付事業

●内容

以下の身体障がい者に対し、町内タクシー会社で使用できるタクシー券を交付します。

① 肢体不自由(下肢) 1・2級

② 体幹障害 1・2級

③ 心臓機能障害 1級

④ 腎臓機能障害 1級

⑤ 呼吸器機能障害 1級

⑥ 視覚障害 1・2級

●申請・相談窓口

置戸町社会福祉協議会(地域福祉センター内) 電話 52-3347

(4)バス料金の割引

- 内容

北見バスの乗車運賃が50%割引になります。

- 対象者

身体障害者手帳及び療育手帳をお持ちの方

※第1種及びA判定の方については、本人と介護者運賃が割引されます。

- 手続き・問合せ先

北海道北見バス(株)北見営業所 電話 0157-23-2181

※北見バス以外のバス会社へは、直接お問い合わせください。

(5)JR旅客運賃の割引

- 内容

身体障害者手帳及び療育手帳を提示することによりJR運賃が50%割引になります。

◆第1種及びA判定・・・本人と介護者の運賃が割引されます。

◆第2種及びB判定・・・本人のみの運賃割引です。ただし、12歳未満の方で定期券を利用する場合、介護者のみ定期券が半額になります。

※障がい者が単独で乗車する場合は、片道101km以上の普通乗車券のみの割引となります。

- 利用方法

JR各駅等窓口で、身体障害者手帳及び療育手帳を提示して割引乗車券を購入ください。介護者の乗車券類は、種類・区間及び有効期間が障がい者と同一のものを、障がい者の乗車券類と同時に購入してください。

(6)航空運賃の割引

- 内容

身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けた12歳以上の方が国内航空会社の国内線を利用される場合、航空運賃が割引になります。

◆第1種及びA判定・・・本人と介護者の運賃が割引されます。

◆第2種及びB判定・・・本人のみの運賃割引です。

※ただし、対象外の航空会社もあります。割引額は、各航空運送事業者が設定しています。

- 利用方法

航空券販売窓口にて身体障害者手帳及び療育手帳を提示してください。

- 問合せ先

利用する各航空会社

(7)有料道路通行料の割引

●内容

有料道路の通行料金が50%割引されます。

●対象者

◇身体障がい者自ら運転する場合。

◇重度の身体障がい者又は知的障がい者が乗車し、その移動のために介護者が運転する場合。

●利用方法

事前の申請が必要です。

●申請窓口

地域福祉センター社会福祉係 (Tel52-3333)

●制度についての問合せ先

東日本高速道路(NEXCO 東日本)北海道支社 電話 011-896-5211

(8)NHK 放送受信料の減免

●内容

次の方は NHK 放送受信料が減免されます。

●対象者

全額免除	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方を構成員に有する世帯で、かつ世帯を構成する全ての方が市町村民税非課税の場合。
半額免除	各種手帳の交付を受けている方のうち、視覚・聴覚障がい、重度の身体障がいに該当する方又は重度の知的障がい若しくは重度の精神障がいをお持ちの方が世帯主で、かつ NHK 契約者である場合。

●利用方法

事前の申請が必要です。

●申請窓口

地域福祉センター社会福祉係 (Tel52-3333)

●制度についての問合せ先

NHK 視聴者コールセンター ナビダイヤル 0570-077-077